

令和 2 年度

日向市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

日向市監査委員

発日監第130号

令和3年8月25日

日向市長 十屋幸平様

日向市監査委員 成合学

日向市監査委員 西村豪武

令和2年度日向市財政健全化審査及び経営健全化審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1 頁
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	7
3	資金不足比率	8
第5	まとめ	10

凡 例

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、表示単位未満を切り捨て、表中の増減率は、表示単位未満を四捨五入した。
- 2 「ポイント」は、前年度の比率との比較である。
- 3 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「0.0」	該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」	マイナス
「－」	該当数値のないもの
「皆増」	前年度に該当数値がなく、全額増加したもの
「皆減」	当年度に該当数値がなく、全額減少したもの

令和2年度 日向市財政健全化審査及び経営健全化審査意見

第1 審査の対象

1 令和2年度 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 令和2年度 資金不足比率

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月28日から令和3年8月23日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一 般 会 計					
普通会計	一般会計等に属する特別会計	公営住宅事業特別会計	↓ 実質赤字比率	↓ 連結実質赤字比率	↓ 実質公債費比率
		財光寺南土地区画整理事業特別会計			
		城山墓園事業特別会計			
		簡易給水施設特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↓ 将来負担比率	↓ 資金不足比率	
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)			
		日向入郷地域介護認定審査事業特別会計			
		後期高齢者医療事業特別会計			
	法適用公営企業	水道事業会計			
		下水道事業会計			
		病院事業会計			
		簡易水道事業会計			
		農業集落排水事業会計			
	一部事務組合・広域連合	日向東臼杵広域連合			↓
宮崎県後期高齢者医療広域連合					
宮崎県北部広域行政事務組合					
第三セクター等	耳川広域森林組合	↓	↓	↓	

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△ 3.88)	— (△ 4.40)	— (0.52)	12.70	20.00
連結実質赤字比率	— (△14.39)	— (△14.27)	— (△0.12)	17.70	30.00
実質公債費比率	10.6	10.8	△ 0.2	25.0	35.0
将来負担比率	59.4	71.8	△ 12.4	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値は無い。

実質公債費比率は 10.6％で、前年度に比べ 0.2ポイント低下している。

将来負担比率は 59.4％で、前年度に比べ 12.4ポイント低下している。

それぞれの比率については、国の示す基準である早期健全化基準・財政再生基準を下回っており、財政の健全基準の範囲である。

【早期健全化基準・財政再生基準の適用】

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

実質収支額は 6億2,713万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
参考比率 (A)／(B)	△ 3.88	△ 4.40	0.52

(単位：千円・％)

区 分	実 質 収 支 額			
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一 般 会 計	622,574	680,939	△ 58,365	△ 8.6
一般会計等に属する特別会計	4,557	4,544	13	0.3
公営住宅事業特別会計	1,164	3,316	△ 2,152	△ 64.9
財光寺南土地地区画整理事業特別会計	2,857	621	2,236	360.1
城山墓園事業特別会計	255	338	△ 83	△ 24.6
簡易給水施設特別会計	281	269	12	4.5
合 計 (A)	627,131	685,483	△ 58,352	△ 8.5
標 準 財 政 規 模 (B)	16,133,722	15,558,623	575,099	3.7

標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すものである。

(単位：千円・％)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減 額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	9,457,221	8,877,563	579,658	6.5
普 通 交 付 税 額	5,974,864	5,985,321	△ 10,457	△ 0.2
臨 時 財 政 対 策 債	701,637	695,739	5,898	0.8
合計 (標準財政規模)	16,133,722	15,558,623	575,099	3.7

標準財政規模は、前年度に比べ 5億7,510万円 (3.7%) 増加している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は 23億2,249万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：%・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
参考比率 (A)+(B)／(C)	△ 14.39	△ 14.27	△ 0.12

(単位：千円・%)

区 分		実質収支額 (法適用・法非適用企業については資金不足額・剰余額)			
		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一 般 会 計		622,574	680,939	△ 58,365	△ 8.6
一般会計等に属する特別会計	公営住宅事業特別会計	1,164	3,316	△ 2,152	△ 64.9
	財光寺南土地区画整理事業特別会計	2,857	621	2,236	360.1
	城山墓園事業特別会計	255	338	△ 83	△ 24.6
	簡易給水施設特別会計	281	269	12	4.5
一般会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	47,409	19,142	28,267	147.7
	介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)	114,967	153,976	△ 39,009	△ 25.3
	日向入郷地域介護認定審査事業特別会計	0	0	0	—
	後期高齢者医療事業特別会計	8,753	8,841	△ 88	△ 1.0
小 計 (A)		798,260	867,442	△ 69,182	△ 8.0
法適用企業	水道事業会計	1,103,466	1,054,821	48,645	4.6
	下水道事業会計	211,642	210,509	1,133	0.5
	病院事業会計	42,406	38,326	4,080	10.6
	簡易水道事業会計	75,026	39,463	35,563	90.1
	農業集落排水事業会計	91,691	—	91,691	皆増
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	—	11,083	△ 11,083	皆減
小 計 (B)		1,524,231	1,354,202	170,029	12.6
合 計 (A) + (B)		2,322,491	2,221,644	100,847	4.5
標 準 財 政 規 模 (C)		16,133,722	15,558,623	575,099	3.7

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \text{の3か年平均}$$

実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
実質公債費比率(3か年平均)	10.6	10.8	△ 0.2

(単位：千円・％)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
A 元利償還金	3,544,917	3,337,754	3,325,736
B 準元利償還金	661,780	682,084	735,000
A + B 合 計	4,206,697	4,019,838	4,060,736
C 特定財源	174,986	135,872	155,890
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,586,644	2,500,755	2,501,540
C + D 合 計	2,761,630	2,636,627	2,657,430
E 標準財政規模	16,133,722	15,558,623	15,466,126
実質公債費比率(単年度)	10.66700	10.59293	10.82415

(単位：％)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実 質 公 債 費 比 率	10.6	10.8	11.1
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	6.6	6.9
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	5.8	6.1
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	7.4	7.6

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \text{ B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：%・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
将来負担比率	59.4	71.8	△ 12.4

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減 額	増減率
A 将来負担額	45,180,842	47,264,959	△ 2,084,117	△ 4.4
B 充当可能財源	37,123,154	37,881,602	△ 758,448	△ 2.0
充当可能基金額	8,657,896	8,358,641	299,255	3.6
特定財源見込額	1,275,566	1,396,230	△ 120,664	△ 8.6
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	27,189,692	28,126,731	△ 937,039	△ 3.3
A - B 合計	8,057,688	9,383,357	△ 1,325,669	△ 14.1
C 標準財政規模	16,133,722	15,558,623	575,099	3.7
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,586,644	2,500,755	85,889	3.4
C - D 合計	13,547,078	13,057,868	489,210	3.7

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
将来負担比率	59.4	71.8	82.6
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	25.5	25.3
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	27.4	28.9
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	9.5	15.6

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して標準化したものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	経営健全化 基 準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金剰余額を生じており、資金不足比率は「—」で表示した。
資金不足比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

【経営健全化基準の適用】

- ・資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

* 資金の不足額

$$\begin{array}{l} \text{資金の不足額} \\ \text{(法適用企業)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てる為に} \\ \text{起こした地方債の現在高-流動資産)} - \text{解消可能資金不足額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{資金の不足額} \\ \text{(法非適用企業)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の} \\ \text{経費の財源に充てる為に起こした地方債の現在高)} - \text{解消可能資金不足額} \end{array}$$

* 事業の規模

$$\begin{array}{l} \text{事業の規模} \\ \text{(法適用企業)} \end{array} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\begin{array}{l} \text{事業の規模} \\ \text{(法非適用企業)} \end{array} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

【法適用企業】

水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	1,103,466	1,054,821	48,645
B 事業規模	1,039,425	1,045,277	△ 5,852

下水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	211,642	210,509	1,133
B 事業規模	522,359	515,435	6,924

病院事業会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	42,406	38,326	4,080
B 事業規模	93,461	95,661	△ 2,200

簡易水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	75,026	39,463	35,563
B 事業規模	57,905	56,600	1,305

農業集落排水事業会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	91,691	—	皆増
B 事業規模	32,572	—	皆増

【法非適用企業】

農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額
A 資金剰余額	—	11,083	皆減
B 事業規模	—	30,715	皆減

第5 まとめ

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 6億2,713万円の黒字で、前年度に比べ 5,835万円 (8.5%) の減少となった。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 161億3,372万円で、前年度に比べ 5億7,510万円 (3.7%) の増加となっている。

この結果、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は $\Delta 3.88\%$ で、前年度に比べ 0.52ポイント上昇している。

2 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 1億85万円 (4.5%) 増加し

23億2,249万円の黒字となった。この結果、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は $\Delta 14.39\%$ となり、前年度に比べ 0.12ポイント低下している。

これは主に、一般会計 5,837万円、介護保険事業特別会計 3,901万円等の減少はあるものの、国民健康保険事業特別会計 2,827万円、水道事業会計 4,865万円、簡易水道事業会計 3,556万円及び農業集落排水事業会計 9,169万円等の増加によるものである。

3 実質公債費比率について

一般会計等の公債費及び公営事業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は 42億670万円で、前年度に比べ 1億8,686万円 (4.6%) 増加している。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 161億3,372万円で、前年度に比べ 5億7,510万円 (3.7%) の増加となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では 10.6% で、前年度に比べ 0.1ポイント上昇し、3ヶ年平均では 10.6% で、前年度に比べ 0.2ポイント低下しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

4 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は 451億8,084万円で、前年度に比べ 20億8,412万円 (4.4%) 減少しており、充当可能な財源は 371億2,315万円となり、前年度に比べ 7億5,845万円 (2.0%) の減少となっている。

この結果、将来負担比率は 59.4% で、前年度に比べ 12.4ポイント低下しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

5 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 11億347万円となり、前年度に比べ 4,865万円、下水道事業会計は 2億1,164万円となり、前年度に比べ 113万円、病院事業会計は 4,241万円となり、前年度に比べ 408万円、簡易水道事業会計は、

7,503万円となり、前年度に比べ3,556万円と、いずれも増加となっている。

なお、令和2年度より法適用企業となった農業集落排水事業会計は、9,169万円の皆増となっている。また、法非適用企業である農業集落排水事業特別会計の資金剰余額は、1,108万円の皆減となっている。

以上のとおり、本市における健全化判断比率等は、いずれも国の示す基準値を下回っているものの、公共施設の維持保全や更新に係る経費の増大など、将来的な財政圧迫要因に弾力的に対応し、また、新型コロナウイルス感染症関係等にも迅速かつ柔軟に対応するために、引き続きの改善が望まれる。